

「びびっと便」配布約款

第一条 総則

- 1.「びびっと便」は、株式会社かちまいサービス(以下、「当社」といいます。)の全戸配布サービスです。「びびっと便」に関する依頼主様と当社との契約はこの約款の定めるところによります。
- 2.この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 3.当社は、法令に反しない範囲で特約の申し込みに応じることがあります。

第二条 契約

- 1.依頼主様は、本約款について承諾の上、「びびっと便」の配布申込みを行います。申込みは、当社が指定する申込書で行わなければなりません。
- 2.当社に申込書が到着し、配布物の搬入が完了した時点をもって、本契約が成立したものとします。

第三条 引受拒絶

当社は次の各号の一に該当する場合には配布の引き受けを拒絶することがあります。

- 1.申込書に必要な事項の記載がなかったり、配布の指示日若しくは配布物の搬入が指定日に間に合わなかった場合
- 2.十勝毎日新聞広告掲載基準に則り、当社で配布物が不適切な内容と判断した場合
- 3.当該配布が法令の規定または公序良俗に反するものである場合
- 4.天災、その他やむを得ない事情がある場合
- 5.配布に関し、依頼主から特別の負担を求められた場合
- 6.暴力団等の反社会的勢力であることまたはあったことが判明した場合
- 7.当社の業務の履行上支障がある場合
- 8.その他前各号に準ずる事由がある場合

第四条 配布に関する事前承諾

- 1.配布は、十勝毎日新聞を取扱う新聞販売店が行います。十勝毎日新聞を購読している世帯には、新聞に折り込んで配布し、未購読の世帯には、配布物のみを配布します。
- 2.配布部数(エリア部数表の配布計数)は世帯数または実全戸の配布数ではなく、当社配布可能数であり、配布カバー率は世帯数または実全戸のおおむね95%~99%であることを承諾して頂きます。
- 3.配布担当販売店が把握している配布禁止住宅への配布は、原則致しません。
- 4.配布可能な住宅でも住人から拒否された場合、または当日の配布順路により配布されない建物があることを承諾して頂きます。
- 5.配布は単独ではなく他の企業様の配布物と一緒に配布することがあります。十勝毎日新聞社が発行するフリーペーパーや他の企業様の配布物を親紙として挟み込み配布することもあります。

第五条 配布日等

- 1.当社は配布日を、原則として祝日等を除く火曜日から金曜日の間で設定します。配布指定日の翌朝8時までに配布を完了します。
- 2.当社は受注時に依頼主様との間で配布期間、配布時刻を討議の上、個別に定めることがあります。

第六条 配布場所

当社は配布物を依頼主様から指示された配布先の郵便ポストに配布します。

第七条 配布完了

- 1.当社は、指定されたエリア内の郵便ポストへの配布をもって本契約を完了したものとします。
- 2.配布期間内のいつ、指定配布エリア内のどこから配布したのかという報告は致しません。

第八条 配布料金

- 1.依頼主様からの配布料金は当社の料金表等に定めます。
- 2.当社は収受した配布料金の払い戻しはいたしません。
- 3.販売店による配布スタッフ手配後のキャンセルについては、料金の全額を申し受けます。

第九条 配布料金の支払

依頼主様からの配布料金は当社に、個別の支払い条件に応じて支払うものとします。初めてお取引頂く場合には、配布物を搬入するとき、若しくは配布開始日より前に料金を収受します。

第十条 責任と挙証

配布を担当する十勝毎日新聞販売店および販売店が配布のために使用した者は、配布物の受取り、運送、配布、保管に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、配布物の滅失またはき損について損害賠償の責任を負います。

第十一条 免責

当社は次の事由による配布物の滅失またはき損の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 1.当該配布物の欠陥、自然の消耗
- 2.不可抗力による火災
- 3.地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 4.社会的騒擾その他の事変・戦争または強盗
- 5.予見できない異常な交通障害
- 6.依頼主様または配布先(受取人)の故意または過失
- 7.法令または公権力発動による配布の差止め、開封、没収、差押えまたは第三者への引渡し

第十二条 損害賠償

- 1.当社はこの文章の規定に従って引き受けた配布物が滅失またはき損した場合に限り、第十条に規定するとおり、その損害を賠償します。
- 2.前項の場合における当社の損害賠償責任は、依頼主様の指示により、次の各号の一に該当する方法を上限とします。なお、販売店エリアは当社申込書に明示するものとします。
 - 一. 滅失またはき損を発生させた十勝毎日新聞販売店エリアにおける当該配布物の代替品の無償配布
 - 二. 滅失またはき損を発生させた十勝毎日新聞販売店エリアにおける当該配布物の配布料金の返金
- 3.当社は第二条に規定した配布未了による損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。

第十三条 時効

当社の責任は配布完了日から1ヶ月を経過したときは時効によって消滅します。

第十四条 依頼主様の賠償責任

依頼主様は配布物の性質または内容により当社または第三者に与えた損害があった場合、損害賠償の責任を負うことを約して頂きます。

第十五条 約款の変更

当社は本約款を変更することがあります。この場合、原則として、変更後の約款を当社ホームページ上に掲載した日を効力発生時期とします。ただし、当社が別途効力発生時期を定め、周知していた場合はこの限りではありません。

令和4年4月1日
株式会社かちまいサービス
代表取締役 林 浩史